

広告付き番号案内表示システム設置事業者募集に係る  
公募型プロポーザル実施要領

令和7年9月8日

くらし安心部戸籍住民課

## 1 趣旨

本実施要領は、西脇市庁舎に設置する広告付き番号案内表示システムの設置に係る事業者（以下「設置事業者」という。）を選定するためのプロポーザルの実施に関して必要な事項を定めるものである。

## 2 業務の概要

### (1) 施設名称

西脇市庁舎（以下「本施設」という。）

### (2) 所在地

西脇市下戸田 128番地の1

### (3) 施設概要

敷地面積	20,321㎡（市民交流施設等の敷地を含む）
庁舎（西棟）	構造：鉄骨造、階数：2階 建築面積：892.41㎡、延べ面積：1,613.57㎡
庁舎（東棟）	構造：鉄骨造、免震構造 階数：4階・搭屋1階 建築面積：1,554.31㎡、延べ面積：5,681.97㎡

### (4) 主な施設内容

市庁舎

### (5) 閉庁日

ア 土曜日、日曜日及び祝日（日曜窓口開設日を除く）

イ 年末年始（12月29日から翌年の1月3日まで）

### (6) 開庁時間

午前8時30分から午後5時15分まで

※ 開庁時間を短縮または延長する場合がある。

※ 日曜窓口は毎月第2・第4日曜日午前8時30分から正午まで

### (7) 設置予定場所

庁舎東棟1階（戸籍住民課及び待合ロビー）

### (8) 設置内容等

原則として、仕様書（別紙1）のとおりとする。ただし、本要領を参照の上、有意義であると事業者が認める内容については、提案すること。

## 3 参加資格

事業者は、次の要件を全て満たすこと。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 西脇市税を滞納していない者

(3) 西脇市の指名停止処分を受けていない者

- (4) 会社法（平成17年法律第86号）第475条若しくは第644条の規定に基づく清算の開始、破産法（平成16年法律第75号）第18条若しくは第19条の規定に基づく破産手続開始の申立て、会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団及び同条第6号に規定する暴力団員でないこと。

#### 4 スケジュール

##### (1) 選定に係るスケジュール

項目	期日	備考
質問書提出期限	令和7年10月1日（水） 午後5時まで	郵送又は電子メール （ファックス可）
質問書回答期限	令和7年10月14日（火） 午後5時まで	HPに掲載
参加意思表明書の 提出期限	令和7年10月16日（木） 午後5時まで	郵送又は電子メール （ファックス可）
企画提案書の 提出期限	令和7年10月22日（水） 午後5時必着	持参又は郵送
提案審査 （書面審査）	令和7年10月27日（月） ～11月5日（水）	書面質疑等を実施する 場合、別途通知する。
審査結果通知	令和7年11月7日（金）	郵送予定

##### (2) 設置等に係るスケジュール

項目	期日	備考
協議、契約等締結	令和7年12月中	
設置等準備	令和8年4月以降	協議による。
運用開始	令和8年4月（予定）	

#### 5 プロポーザル参加に関する留意事項

##### (1) 知的財産権の取扱い

###### ア 著作権

提出を受けた書類（以下「提出書類」という。）が、著作権

法（昭和45年法律第48号）第2条第1項各号のいずれかに規定する著作物に該当する場合は、著作権法第2章及び第3章に規定する著作者の権利は、著作権法の定めるところに従う。

イ 工業所有権

本業務の履行に伴い生じた発明及び考案等から生じた特許権及び特許を受ける権利は、特許法（昭和34年法律第121号）の定めるところに従う。

また、本業務の履行に伴い生じた発明及び考案等から生じた実用新案件は、実用新案法（昭和34年法律第123号）の定めるところに従う。

ウ 使用許諾

上記ア及びイについて、市は提出書類を必要な範囲において無償で使用できるものとする。

(2) 提出書類の取扱い

提出書類は変更できないものとし、原則として返却しない。また、提出書類は西脇市情報公開条例（平成17年西脇市条例第21号）の規定に基づき開示又は一部開示することがあるので、不開示を希望する情報が含まれている場合は、当該部分の指定とその理由を明記すること。

(3) その他

各様式のデータが必要なときは、西脇市ホームページからダウンロードすること。

## 6 提案に関する質問の受付及び回答

(1) 提出書類

実施要領等に関する質問書（様式第1号）

(2) 提出期限

令和7年10月1日（水）午後5時まで

(3) 提出方法

郵送、電子メール又はファックス

※ 電子メール又はファックスによる提出の場合は、原本に代表者印を押印の上、後日提出すること。

(4) 提出先

西脇市くらし安心部戸籍住民課

〒677-8511 兵庫県西脇市下戸田 128番地の1

電話 0795-22-3111（内線1042）

電子メール [shimin@city.nishiwaki.lg.jp](mailto:shimin@city.nishiwaki.lg.jp)

ファックス 0795-22-1014

(5) 質問の回答

令和7年10月14日（火）午後5時までに、回答内容を随時西脇市ホームページに掲載する。

## 7 参加の意思表示

- (1) 参加を希望する場合は、参加意思表示書（様式第2号）を提出すること。ただし、参加意思表示書の提出後に参加辞退をする場合は、辞退届（様式第3号）を提出すること。
- (2) 提出期限  
令和7年10月16日（木）午後5時まで
- (3) 提出先  
上記6-(4)の提出先のとおり
- (4) 提出方法  
郵送、電子メール又はファックス  
※ 電子メール又はファックスによる提出の場合は、原本に代表者印を押印の上、後日提出すること。

## 8 提案方法

- (1) 提出書類の提出  
下記ア及びイに示す書類一式を綴じて提出のこと。企画提案書の内容は本実施要領に基づいて作成されたものとする。
  - ア 企画提案書等
    - (ア) 表紙（様式第4号）
    - (イ) 提案書類提出書兼誓約書（様式第5号）
    - (ロ) 事業者概要書（様式第6号）
    - (ハ) 類似業務実績調書（様式第7号）
    - (ニ) 納付金提案書（様式第8号）
    - (ホ) 業務実施スケジュール（様式第9号）
    - (ヘ) 企画提案書（様式第10号）
  - イ 証明書類（以下、全て写しで可）
    - (ア) 商業・法人登記謄本又は履行全部証明書
    - (イ) 財務諸表（直近2期分）
- (2) 企画提案書の作成方法
  - ア 業務実施スケジュール（様式第9号）及び企画提案書（様式第10号）は任意の様式でも可とする。

ただし、任意様式とする場合は、A4版縦置き横書き、文字サイズ10ポイント以上とし、各様式の項目を全て満たす内容を簡潔にまとめた上で、片面印刷で合計10ページ以内とする。
  - イ 提案書には、想定する設置内容等についてカラー写真やイラストを用いるなど具体的に掲載すること。また、その他関連す

る資料（写真、イメージ図又は図面等）の添付も認めるが、上記の枚数に含むこと。

(3) 提出物及び部数

ア 企画提案書

正本 1 部、副本 8 部

イ 提出時の注意事項

(7) 企画提案書はクリップ留めで提出のこと（ホッチキス留め不可）。

(4) 副本の企画提案書には、設置事業者の法人名称、ロゴ、担当者氏名等、設置事業者を特定できる事項を一切記載しないこと。

(4) 提出期限及び提出方法

ア 提出期限

令和 7 年 10 月 22 日（水）午後 5 時必着

イ 提出方法

持参又は郵送（郵送の場合は、封筒の表に「プロポーザル参加」と朱書きのこと。）

ウ 提出先

上記 6 - (4) の提出先のとおり

## 9 審査の方法

企画提案書の評価については、別紙 2 に定める評価項目に基づき審査し、優先交渉権者を決定する。

なお、審査は、市が設置する広告付き番号案内表示システム設置事業者選定委員会により実施するものとする。

(1) 審査

ア 審査方法

先に提出された企画提案書の内容及びそれに基づいた書面審査により審査を行う。

イ 書面質疑

市は、企画提案書の内容について書面で質疑を行うことがあるので、下記のとおり回答のこと。

(7) 提出書類

提案書類に関する書面質疑回答書（様式第 11 号）

(4) 提出先

上記 6 - (4) の提出先のとおり

(7) 提出期限

令和 7 年 11 月 4 日（火）午後 5 時まで

(4) 提出方法

郵送、電子メール又はファックス

※ 電子メール又はファックスによる提出の場合は、原本に代表者印を押印の上、後日提出すること。

(2) その他

ア 提出された書類等は返却しない。

イ 今回の提案書の作成及び提出等に関する費用は、全て参加者負担とする。

## 10 審査結果の公表及び通知

審査結果は、優先交渉権者の名称及び評価点の合計点について、西脇市ホームページに掲載するとともに、別途文書で参加者全員に通知する。また、審査結果通知前に電話や来訪、電子メール等による問合せには応じない。なお、審査結果について異議の申立ては受け付けない。

## 11 設置事業者の決定

市は、優先交渉権者と詳細協議を行い、協議が成立した場合は設置事業者として決定するものとする。協議が成立しなかった場合又は契約の締結までに優先交渉権者が失格した場合は、上記10による次位得点者を優先交渉権者として詳細協議を行う。

## 12 契約の締結

市と設置事業者として決定した事業者は、速やかに、実施要領及び仕様書等に基づく契約を締結するものとする。

## 13 問合せ先

西脇市くらし安心部戸籍住民課

〒677-8511 兵庫県西脇市下戸田 128番地の1

電話 0795-22-3111 (内線1042)

電子メール shimin@city.nishiwaki.lg.jp

## 【参考】

### 本施設に関連する施設の概要

市民交流施設	(北側) 構造：鉄骨造、階数：2階・塔屋1階 建築面積：1,222.44㎡、延べ面積：1,981.91㎡ (南側) 構造：鉄筋コンクリート造、階数：2階 建築面積：2,126.12㎡、延べ面積：2,466.25㎡
健康福祉連携施設	構造：鉄骨造、階数：2階 建築面積：356.16㎡、延べ面積：666.41㎡
倉庫棟 (倉庫部分)	構造：鉄骨造、階数：2階 建築面積：309.40㎡、延べ面積：597.80㎡
倉庫棟 (車庫部分)	構造：鉄骨造、階数：平屋 建築面積：85.49㎡、延べ面積：85.49㎡
車庫棟	構造：鉄骨造、階数：平屋 建築面積：120.40㎡、延べ面積：120.40㎡
駐車場	駐車台数：347台（車いす駐車場5台、優しさ駐 車場5台） 駐輪台数：122台